

特殊な場所に設置する感知器種別について●

消防法施行規則第23条第4項から第8項まで並びに消防法施行規則第24条の2第2号の規定によるほか、次によること。

なお、次に該当しない特殊な場所に設置する場合は、予防課指導係と協議の上、感知器種別を決定すること。

設置場所	感知器種別
風除室	定温式スポット型（特殊）※1
庇	差動または定温式スポット型（防水）
便所※2	定温式スポット型※1
便所内の収納	定温式スポット型※1
リネン庫、その他これらに類するもの※3	定温式スポット型
エアシャワー室※4	定温式スポット型
冷蔵室、冷凍室、恒温室、 その他これらに類する室	定温式スポット型※1※5
少量危険物等※6	差動または定温式スポット型（防爆）

※1 防水については、消防設備士と協議の上、状況に応じ設置すること。

※2 運用基準「感知器の設置を要しない場所について」第1項第1号ただし書きに該当するもの。

※3 布団、シーツ等が収納される等、出火時の温度の上昇率が緩慢であると予想される場所。

※4 令和2年9月1日以前に設置したものについても、努めて設置指導すること。

※5 運用基準「感知器の設置を要しない場所について」第1項第2号を除く。

※6 引火点が40℃未満の危険物を貯蔵し、または取り扱う場所。

引火点が40℃以上の危険物を引火点以上の状態で貯蔵し、または取り扱う場所。

可燃性微粉が滞留するおそれのある場所。

※ 令和2年9月1日を基準日とする。